

○ 稲川土地改良区職員の定年等に関する規程

〔昭和60年3月5日
制 定〕

改正 平成25年4月1日 平成28年12月22日
平成28年12月22日

第1条 この土地改良区職員の定年等に関し必要な事項については、この規程の定めるところによる。

第2条 職員が定年に達した時は、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

第4条 理事長は定年に達した職員が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者であって、次の各号に掲げる基準（以下「基準」という。）のいずれにも該当する者については、65歳まで継続雇用するものとする。ただし、本人が退職を希望するときはこの限りでない。

- (1) 引き続き勤務することを希望している者
- (2) 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと
- (3) 過去3年間無断欠勤がないこと

2 前項の場合において基準のいずれか満たさない者については下記の適用年齢まで継続雇用するものとする。

平成25年4月1日から 平成28年3月31日まで	希望者を61歳まで雇用
平成28年4月1日から 平成31年3月31日まで	希望者を62歳まで雇用
平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで	希望者を63歳まで雇用
平成34年4月1日から 平成37年3月31日まで	希望者を64歳まで雇用
平成37年4月1日から	希望者全員を65歳まで雇用

3 前2項により継続雇用された者の任期は各適用年齢に達した日以後における

最初の3月31日までとする。

4 継続雇用を希望する者は、定年退職日の3か月前までに別紙様式1により申し出るものとする。

第5条 前条の規定により継続雇用された職員は、稲川土地改良区職員服務規程ほか関係諸規程を適用し、その身分、待遇等については理事会が定めるものとする。

2 継続雇用された職員には、退職金を支給しない。

第6条 理事長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月26日から施行する。

別紙

様式1	年 月 日
稲川土地改良区	
理事長	様
	稲川土地改良区
	職名 氏 名 ⑩
継続雇用希望申出書	
私は稲川土地改良区職員の定年等に関する規程第4条に基づき、継続雇用を希望しますので申出をします。	